

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 4 月 13 日（金）第2794号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	示
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）	（農業経済課取扱い） 1
○保安林の指定（5件）	（森づくり推進課取扱い） 12
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 14
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い） 15
○救急病院等の認定の取消し	（地域医療整備課取扱い） 15
○救急病院等の認定（2件）	（地域医療整備課取扱い） 15
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 15
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	（介護福祉課取扱い） 16
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可	（介護福祉課取扱い） 16
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 16
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（3件）	（鹿児島地域振興局取扱い） 17
	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 17
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 17
	（大隅地域振興局取扱い） 18
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定（2件）	（大隅地域振興局取扱い） 18
公 安 委 員 会 公 告	
○一般競争入札公告	（免許管理課取扱い） 19
○落札者等の公告	（免許管理課取扱い） 21

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月 13 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第41号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成19年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項から第4項までを次のように改める。

法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法（平成18年法律第108号）第11条第1項又は第4項の規定による詐害信託の取消しの請求をしようとする者は、別記第14号様式の請求書に当該取消しの理由及び内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第11条第5項の規定による受益権の譲渡しの請求をしようとする者は、別記第15号様式の請求書に当該譲渡しの理由及び内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第19条第2項又は第4項の規定による共有物の分割の請求をしようとする者は、別記第16号様式の請求書に当該分割の理由及び内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第46条第1項の規定による検査役の選任の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の申立書に当該選任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
第14条中第5項を第18項とし、第4項の次に次の13項を加える。
- 5 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第47条第2項又は第3項の規定による報告をしようとする者は、別記第17号様式の2の報告書を知事に提出しなければならない。
- 6 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の辞任の許可を受けようとする者は、別記第17号様式の3の申請書に当該辞任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）の規定による受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の4の申立書に当該解任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者、新信託管理人、新信託監督人又は新受益者代理人の選任の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の5の申立書に当該選任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第63条第1項の規定による信託財産管理命令の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の6の申立書に当該管理命令を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 10 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第64条第6項（第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理命令及び信託財産法人管理命令の登記又は登録の抹消の嘱託の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の7の申立書に当該抹消を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 11 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第66条第2項（同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産に係る職務の単独遂行又は分掌の許可を受けようとする者は、別記第17号様式の8の申請書に当該単独遂行又は分掌を必要とする理由及び単独遂行又は分掌の内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 12 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第66条第4項（同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定による同法第66条第4項各号に掲げる行為の範囲を超える行為の許可を受けようとする者は、別記第17号様式の9の申請書に当該行為を必要とする理由及び行為の内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 13 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第74条第2項の規定による信託財産法人管理命令の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の10の申立書に当該管理命令を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しな

ればならない。

- 14 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第123条第4項の規定による信託管理人の選任の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の11の申立書に当該選任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 15 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第131条第4項の規定による信託監督人の選任の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の12の申立書に当該選任の理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 16 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第150条第1項の規定による信託の変更の命令の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の13の申立書に当該変更の命令を必要とする理由及び変更の内容を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 17 法第10条第3項の信託の引受けの事業を行う農業協同組合への信託について、信託法第165条第1項の規定による信託の終了の命令の申立てをしようとする者は、別記第17号様式の14の申立書に当該終了の命令を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第16条第1項第5号中「同条第5項」を「同条第9項」に改める。

第42条の見出し中「仮理事」を「一時理事」に改め、同条中「第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第72条の12の6」に、「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改める。

第43条中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号の規定による」を「第72条の12の8第3号の」に改める。

第44条中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

別記第14号様式から別記第17号様式までを次のように改める。
第14号様式 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

詐害信託取消請求書

信託法第11条〔第1項 第4項〕の規定により、次の信託契約の取消しを関係書類を添えて請求します。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第15号様式 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

受益権譲渡請求書

信託法第11条第5項の規定により、次の信託契約に係る受益権の譲渡しを関係書類を添えて請求します。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第16号様式 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 地位
住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

共有物分割請求書

信託法第19条〔第2項 第4項〕の規定により、次の信託契約に係る共有物の分割を関係書類を添えて請求します。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

検査役選任申立書

信託法第46条第1項の規定により、次の信託契約に係る検査役を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

別記第17号様式の次に次の13様式を加える。
第17号様式の 2 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

調査結果報告書

信託法第47条〔第2項 第3項〕の規定による調査結果を、次のとおり報告します。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地
- 3 調査年月日
- 4 調査の結果

第17号様式の 3 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 地位
住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

受託者等辞任許可申請書

信託法 〔第57条第2項
第70条において準用する同法第57条第2項
第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第57条第2項
第128条第2項において準用する同法第57条第2項
第134条第2項において準用する同法第57条第2項
第141条第2項において準用する同法第57条第2項〕

の規定により、次の信託契約に係る〔受託者 信託財産管理者 信託財産法人管理人 信託
管理人 信託監督人 受益者代理人〕の辞任の許可を関係書類を添えて申請します。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の 4 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 地位
 住所
 氏名 印
 [法人にあっては, 主たる事務所の
 所在地, 名称及び代表者の氏名]

受託者等解任申立書

信託法 [第58条第4項
 第70条において準用する同法第58条第4項
 第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項
 第128条第2項において準用する同法第58条第4項
 第134条第2項において準用する同法第58条第4項
 第141条第2項において準用する同法第58条第4項]

の規定により, 次の信託契約に係る〔受託者 信託財産管理者 信託財産法人管理人 信託
 管理人 信託監督人 受益者代理人〕を解任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の 5 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所
 氏名 印
 [法人にあっては, 主たる事務所の
 所在地, 名称及び代表者の氏名]

新受託者等選任申立書

信託法 [第62条第4項
 第129条第1項において準用する同法第62条第4項
 第135条第1項において準用する同法第62条第4項
 第142条第1項において準用する同法第62条第4項] の規定により, 次の信託契

約に係る〔新受託者 新信託管理人 新信託監督人 新受益者代理人〕を選任されるよう関
 係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の 6 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託財産管理命令申立書

信託法第63条第1項の規定により、次の信託契約に係る信託財産管理命令をされるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の 7 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 地位
住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

抹消登記嘱託申立書

信託法〔第64条第6項
第74条第6項において準用する同法第64条第6項〕の規定により、次の〔信託財産管理命令 信託財産法人管理命令〕に係る〔登記 登録〕を嘱託により抹消するよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 番号
- 2 登記 (登録) 年月日

第17号様式の 8 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 地位
 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

信託財産に係る職務の〔単独遂行 分掌〕許可申請書

信託法 (第66条第2項
 第73条において準用する同法第66条第2項
 第74条第6項において準用する同法第66条第2項) の規定により、次の信託財産
 に係る職務の〔単独遂行 分掌〕の許可を関係書類を添えて申請します。

- 1 信託財産の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の 9 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 地位
 住所
 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

保存行為等を超える行為許可申請書

信託法 (第66条第4項
 第73条において準用する同法第66条第4項
 第74条第6項において準用する同法第66条第4項) の規定により、次の信託財産
 に係る同法第66条第4項各号に掲げる行為の範囲を超える行為の許可を関係書類を添えて申
 請します。

- 1 信託財産の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の10 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託財産法人管理命令申立書

信託法第74条第2項の規定により、次の信託契約に係る信託財産法人管理命令をされるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の11 (第14条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託管理人選任申立書

信託法第123条第4項の規定により、次の信託契約に係る信託管理人を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の12（第14条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託監督人選任申立書

信託法第131条第4項の規定により、次の信託契約に係る信託監督人を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の13（第14条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 地位

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託変更命令申立書

信託法第150条第1項の規定により、次の信託契約に係る信託の変更の命令をされるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

第17号様式の14（第14条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申立者 地位
住所
氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

信託終了命令申立書

信託法第165条第1項の規定により、次の信託契約に係る信託の終了の命令をされるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託の種類
- 2 信託財産の所在地

別記第58号様式中「農事組合法人仮理事選任請求書」を「農事組合法人一時理事選任請求書」に、「第73条第2項において準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に、「仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に改める。

別記第59号様式中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改める。

別記第60号様式中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市魚見町103番1（次の図に示す部分に限る。）、1644番2、1650番から1655番まで、1675番、東谷山一丁目1656番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市東市来町伊作田字戸崎4342番2，4343番1（次の図に示す部分に限る。），4343番2から4343番4まで，字西小藪下4344番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市吹上町与倉字笛ヶ竹3551番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

いちき串木野市金山下13920番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

いちき串木野市羽島字平身宇都良4281番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

枕崎市妙見町906番4から906番6まで、913番、913番1、914番2、915番2、916番1、916番2、917番、918番3、918番4、924番4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第522号

平成24年3月9日鹿児島県告示第271号（以下「告示第271号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を薩摩川内市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
中道邦秀
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
薩摩川内市下甕町片野浦字大平588番2
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第271号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第523号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 の 名 称	所 在 地
神園病院	鹿児島市南林寺町10番8号

鹿児島県告示第524号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
かのや東病院	鹿屋市笠之原町2923番地1

- 2 認定の有効期限
平成27年3月29日

鹿児島県告示第525号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21

- 2 認定の有効期限
平成27年5月7日

鹿児島県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の舞介護センター	鹿屋市野里町2486番地	一般社団法人波之上会	鹿屋市野里町2486番地	波江野 満	平成24年4月1日	訪問介護
デイサービスウエルカム	鹿児島市千年二丁目42-20	大心メディカルセンター合同会社	鹿児島市西伊敷四丁目9-10	山内 敏弘	平成24年4月1日	通所介護
特別養護老人ホーム花木	鹿児島市郡元三丁目4番15号	社会福祉法人三愛会	鹿児島市郡元三丁目4番15号	川村 英俊	平成24年4月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム花木	鹿児島市郡元三丁目4番15号	社会福祉法人三愛会	鹿児島市郡元三丁目4番15号	川村 英俊	平成24年4月1日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		介護老人保健施設の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設絆	垂水市田神3536番地1	医療法人浩愛会	垂水市田神3536番地1	池田 誠	平成24年4月1日	介護保健施設サービス

鹿児島県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年4月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の舞介護センター	鹿屋市野里町2486番地	一般社団法人波之上会	鹿屋市野里町2486番地	波江野 満	平成24年4月1日	介護予防訪問介護
デイサービスウエルカム	鹿児島市千年二丁目42-20	大心メディカルセンター合同会社	鹿児島市西伊敷四丁目9-10	山内 敏弘	平成24年4月1日	介護予防通所介護

特別養護老人ホーム花水木	鹿児島市郡元三丁目4番15号	社会福祉法人三愛会	鹿児島市郡元三丁目4番15号	川村 英俊	平成24年4月1日	介護予防短期入所生活介護
--------------	----------------	-----------	----------------	-------	-----------	--------------

鹿児島地域振興局告示第35号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月13日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
なごみ苑	鹿児島市下福元町3481	社会福祉法人正和会	鹿児島市下福元町3481	有村 和子	平成24年3月31日	短期入所

始良・伊佐地域振興局告示第23号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月13日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人たちばな会オレンジ学園	霧島市福山町福山838番地	社会福祉法人たちばな会	霧島市福山町福山838番地	松下 兼介	平成24年3月31日	短期入所

始良・伊佐地域振興局告示第24号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月13日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設大口園	伊佐市大口宮人463番地30	社会福祉法人大一会	伊佐市大口宮人463番地30	大保潤一郎	平成24年3月31日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年4月13日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882番地	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882番地	福永 秀敏	平成24年4月1日	生活介護

大隅地域振興局告示第11号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 4 月 13 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所事業所 すみよしの里	曾於市末吉町二 之方3070番地2	社会福祉法人博 風会	曾於市末吉町二 之方3070番地2	濱田 恭亮	平成24年 3月31日	短期入所

大隅地域振興局告示第12号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 4 月 13 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 すずしろの里	肝属郡錦江町神 川1619番地	社会福祉法人養 浩会	肝属郡錦江町神 川1619番地	小幡 悦朗	平成24年 4月1日	短期入所

大隅地域振興局告示第13号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 4 月 13 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サント・ファミ ーユ	鹿屋市寿四丁目 1番43号	医療法人和敬会	鹿屋市寿四丁目 1番43号	齊之平和夫	平成24年 4月1日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第14号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年 4 月 13 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定障害者支援施設		設置者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者支援施設 すみよしの里	曾於市末吉町二 之方3070番地2	社会福祉法人博 風会	曾於市末吉町二 之方3070番地2	濱田 恭亮	平成24年 3月31日	生活介護 ・施設入 所支援

大隅地域振興局告示第15号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年 4 月 13 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者支援施設 すずしろの里	肝属郡錦江町神 川1619番地	社会福祉法人養 浩会	肝属郡錦江町神 川1619番地	小幡 悦朗	平成24年 4月1日	生活介護 ・施設入 所支援

公安委員会公告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年4月13日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 薄口幸男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（運転者管理システム用端末機器の賃貸借及び保守）一式

(2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成24年5月21日午後5時15分までに、3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部交通部免許管理課

鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年5月22日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年5月23日午前11時00分

イ 場所 鹿児島県警察本部交通部免許管理課（交通安全教育センター2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 9 最低制限価格
設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許管理課
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122
電話番号 099-266-0111（内線211）
ファックス番号 099-266-5495

12 その他

この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Driver management system for terminal equipment: 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
31 December 2012
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the tender documentation
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 22 May 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
License management Division
Traffic Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
5-1-2 Nanei, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan
TEL 099-266-0111 (ext. 211)
FAX 099-266-5495

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年4月13日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 薄口幸男

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品

-
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年3月28日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東芝九州支社
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
 - 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 免許証用カード（新規用）単価 139,104円
 - (2) 免許証用カード（一般用）単価 139,104円
 - (3) 免許証用カード（優良用）単価 139,104円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号
-